

地域包括支援センターのブランチの変更について

地域包括支援センターのブランチ（住民の利便性を考慮し、地域の住民からの相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「総合相談窓口」）として位置付ける在宅介護支援センターを変更します。

なお、本件は、第5期長野市介護保険事業計画において、在宅介護支援センターを地域包括支援センターの機能を補完するブランチとして明確に位置付けたことにより、運営協議会の所掌事項として報告し、意見を求めるものです。

1. 変更する区域、変更年月日及び新ブランチの名称・所在地等

区 域	変更年月日	新ブランチの名称・所在地、委託先法人
芹田地区	平成 24 年 4 月 1 日	【名称】 長野市芹田在宅介護支援センター 【所在地】 長野市大字栗田字舎利田 732 番地 1 【委託先法人】 社会福祉法人 長野南福社会 長野市真島町真島字中真島前沖 563 番地の 2

2. 変更する理由

平成 24 年 2 月 1 日付けで、現在芹田地区において中部地域包括支援センターのブランチとして相談業務を受託している長野赤十字病院から、平成 24 年 3 月 31 日をもって在宅介護支援センターを廃止する旨の届出があったため、平成 24 年 4 月 1 日から当該ブランチを当該地区に所在する芹田在宅介護支援センターに変更するもの。